

## 「よつぼし」ロゴマーク使用許諾申請書

(注1) 研究会が作成したシール・ラベルを購入する場合や、既にロゴマークが表示されている商品を転売するだけの場合、本申請は必要ありません。

(注2) ロゴマーク使用は、原則、本研究会の正会員または準会員を対象にしています。

		記入日	年 月 日
会員番号		会員種別	
申請者名			
メールアドレス			
担当者名			
住所	〒		
電話		FAX	
対象商品 (該当するもの全てにチェック)			
<input type="checkbox"/> 「よつぼし」の果実 <input type="checkbox"/> 「よつぼし」の種苗 <input type="checkbox"/> 「よつぼし」を使ったジャム等(簡単な加工品) <input type="checkbox"/> その他、加工品			
用途 (該当するもの全てにチェック、該当ない場合は最も近いもの)			
<input type="checkbox"/> 広告・カタログ <input type="checkbox"/> インターネット販売サイト <input type="checkbox"/> 種苗の包装資材(種子袋、出荷箱等) <input type="checkbox"/> 鉢植え株やプランター植え株の表示ラベル <input type="checkbox"/> 果実の包装資材(ラップフィルム、出荷箱、シール等) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
遵守事項 (確認後、□にチェック)			
□	管理義務: 被許諾者は、交付された認定番号入りロゴマークを、第三者に使用させてはならない。また、許可なく第三者に使用されたときは、本研究会と連帯し、それによる被害の回復に取り組まなければならない。		
□	品種表示義務: 「品種表示ルール」に従って、種苗法に反しない適切な品種表示を行うこと。		
□	サンプル提出: 本研究会が求めたとき、作成したロゴマーク使用物品の写真または現物を、見本として提出すること。		
□	調査への協力: 調査(育成者権者の指示による調査、ロゴマーク使用実態調査、その他の調査)が実施される時、調査に協力すること。		
□	種苗販売先情報の保管: 種苗を対象とする場合、販売先情報を保管(原則5年間)し、調査が実施されたとき、調査実施者に開示すること。ただし、その取り扱い条件について双方協議することができる。		
□	賠償責任: ロゴマークの取り扱いに関し、被許諾者の故意または重大な過失が原因となって本研究会に重大な損害が生じたとき、被許諾者は賠償と現状回復の責任を負う。		
□	その他の協力: その他、問題が生じたとき、双方協力して対処する。		

※「双方」とは、被許諾者(予定を含む)と本研究会とをいう。